

第 3 4 号議案

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

別紙のとおり、市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和 3 1 年福井県条例第 4 3 号）の一部を改正する。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

児童、生徒数の変動等に伴い、市町立学校県費負担教職員の定数を改定したいので、この案を提出する。

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正の概要

1 改正理由

児童および生徒数の変動等に伴う県費負担教職員の定数の改定

2 改正内容

職員の定数を改定する（第3条関係）

(人)

校種	職 種	改 正 定 数	現 行 定 数	増 減	備 考
小 学 校	校長・教諭等	2,853	2,863	△ 10	組合専従8人含む
	養護教諭等	203	203		
	栄養教諭等	51	53	△ 2	
	事務職員	200	200		
	合 計	3,307	3,319	△ 12	
中 学 校	校長・教諭等	1,725	1,730	△ 5	
	養護教諭等	72	70	2	
	栄養教諭等	19	18	1	
	事務職員	73	73		
	合 計	1,889	1,891	△ 2	
合 計	校長・教諭等	4,578	4,593	△ 15	
	養護教諭等	275	273	2	
	栄養教諭等	70	71	△ 1	
	事務職員	273	273		
	合 計	5,196	5,210	△ 14	

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表
市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和三十一年福井県条例第四十三号）

改正案

現行

（定数）

第三条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 小学校

二、八五三人

イ 校長教諭等

ロ 養護教諭等

ハ 栄養教諭等

ニ 事務職員

二〇三人
五一人
二〇〇人

二 中学校

一、七二五人

イ 校長教諭等

ロ 養護教諭等

ハ 栄養教諭等

ニ 事務職員

七二人
一九人
七三人

3 2
（略）
（略）

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（定数）

第三条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 小学校

二、八六三人

イ 校長教諭等

ロ 養護教諭等

ハ 栄養教諭等

ニ 事務職員

二〇三人
五三人
二〇〇人

二 中学校

一、七三〇人

イ 校長教諭等

ロ 養護教諭等

ハ 栄養教諭等

ニ 事務職員

七〇人
一八人
七三人

3 2
（略）
（略）

別紙

	第
	号議案
	市町立学校県費負担教職員定数条例の
	一部改正について
	市町立学校県費負担教職員定数条例の一部
	を改正する条例を次のように制定する。
	平成二十六年月日提出
	福井県知事西川一誠
	福井県条例第号
	市町立学校県費負担教職員定数条例の
	一部を改正する条例
	市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和
	三十一年福井県条例第四十三号）の一部を次
	のように改正する。
	第三条第一項第一号イ中「二、八六三人」
	を「二、八五三人」に改め、同号ハ中「五三
	人」を「五一一人」に改め、同項第二号イ中「
	一、七三〇人」を「一、七二五人」に改め、同
	同号ロ中「七〇人」を「七十二人」に改め、同
	号ハ中「一八人」を「一九人」に改める。
附則	

[illegible]